

# 保険契約における約款規制と消費者契約法の交錯 ～無催告失効条項の有効性が争われた裁判例を素材として～

An Analysis on the Complication of the Regulation of Clause  
and the Consumer Contract Act in Insurance Contract

鬼頭 俊泰  
Kito Toshiyasu

## 目次

1. はじめに
2. 消費者契約法10条に関する判例法の生成と展開
3. 無催告失効条項の是非に関する従前の議論
4. 最二小判平成24年3月16日の概要
5. 消費者契約法10条の解釈と約款規制の検討
6. むすびにかえて

## (要旨)

保険は、多数の保険加入者が保険者に対して保険料を支払い、運用に必要な経費を差し引いた分をプールしておき、加入者が経済的不利益を受けたときにプールされている資金の中から保険金が支払われるという仕組みである。そのため、保険実務においては、効率性の観点から、大量の契約を画一的・定型的に締結・処理することを目的として、無催告失効条項等の各種条項を盛り込んだ保険約款が運用されてきた。無催告失効条項とは、保険料が一定期間未払いのときに無催告で保険契約が失効することを内容とする保険約款の条項であるが、平成13年に施行された消費者契約法10条は、消費者契約の条項を包括的に適用対象としており、保険約款における各種条項もその対象となった。消費者契約法10条に該当した条項は、いわゆる不当条項であるとして無効となる。最二小判平成24年3月16日の事件は、無催告失効条項が消費者契約法10条に該当するか否か、すなわち同条項が有効か否かにつき争われた事件であるが、かかる事案は、消費者保護法における消費者保護の要求と、商行為法（保険法）における合理性の要求とのバランスをいかに取るかという問題に帰着する。

## 1. はじめに

本稿は、保険契約における無催告失効条項が消費者契約法10条に該当せず有効であるとした最二小判平成24年3月16日民集66巻5号2216頁（以下、「最高裁判決」という）と、その下級審裁判例（東京高判平成21年9月30日民集66巻5号2300頁（以下、「高裁判決」という）・横浜地判平成20年12月4日民集66巻5号2279頁（以下、「地裁判決」という））を素材に<sup>1)</sup>、保険約款の解釈・運用につき検討するとともに、現在議論がなされている民法（債権法）改正における約款規制・不当条項規制についても検討を加えることを目的とする。

保険約款の解釈・運用を検討するにあたり、保険契約における無催告失効条項の有効性が争われた事案を検討の素材とする理由は、消費者保護法における消費者保護の要求（消費者契約である保険契約において個別の消費者を事業者から保護する）と、商行為法（保険法）における合理性の要求（保険というシステムを円滑に維持・運用する）とのバランスをいかに取るかという問題に帰着する事案であることによる<sup>2)</sup>。すなわち、従来、商事法領域で主に規律されていた保険という仕組みに対して、（民事法領域の）消費者契約法による約款規制ないし不当条項規制が課されるため、保険という仕組みに配慮しながら（保険）約款規制を課してきた従来の枠組みに、民事法的色彩を持つ消費者契約法が一石を投じることとなった。それは具体的に、高裁判決において保険契約における無催告失効条項が消費者契約法10条に基づき無効とされていることからわかる。

現在、民法（債権法）改正に関する論議がなされており、これまで民法に規定されていなかった約款規制・不当条項規制を新たに規定として盛り込むことが検討の俎上に上がっている。民法に約款規制・不当条項規制が規

定されることになれば、民法によって保険約款やそこに規定されている各種条項にも規制が及ぶことを意味する。保険契約における無催告失効条項が消費者契約法にもとづき有効か否かが争われた事案を検討することで、商事法領域によって主に規律されてきた保険約款を、民法や消費者契約法といった民事法領域によって規律することが妥当であるのかについても言及したい。

本論に立ち入る前に、本稿の考察順序を提示する。まず、消費者契約法10条に関する判例法の生成と展開につき、制定過程の議論にも触れながら紹介する。次に、無催告失効条項の意義と同条項の是非に関するこれまでの議論を紹介し、最高裁判決前における無催告失効条項の運用状況と当時の約款の運用実態を検討する。そして、最高裁判決後の約款規制の変化に触れつつ、最高裁判決とその下級審判決を整理したうえで、最後に、民法改正における約款規制・不当条項規制も視野に入れつつ約款規制と不当条項規制をめぐる問題について検討したい。

## 2. 消費者契約法10条に関する判例法の生成と展開

### (1) 消費者契約法10条の内容と制定過程における議論

平成13年4月1日に施行された消費者契約法は、労働契約を除く消費者と事業者の間で締結される契約、すなわち消費者契約を対象としており、保険加入者（保険契約者）と保険会社（保険者）との間で締結される保険契約もその中に含まれることとなる<sup>3)</sup>。

消費者契約法10条は、消費者と事業者との間で締結される消費者契約において無効とされるべき不当条項に関する一般的・包括的な規定であり、同条に該当した条項は無効となるため、その効力は、保険契約に限らず、消費者契約の条項全体に及ぶ。このような不当

条項に関する一般規定は、消費者契約が多種多様であること、将来どのような条項が出てくるか予測困難であること等を理由に規定されている<sup>4)</sup>。

消費者契約法10条に該当し無効とされるのは、第1要件「民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、または消費者の義務を加重する消費者契約の条項」、および第2要件「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」の二つの要件が満たされていなければならない。第1要件では当該事実関係に適用されるべき任意規定が判断基準となり、その上で当該任意規定を合理的に解釈することが必要となる。また、第2要件にいう、契約条項が民法1条2項（信義則）違反となるかの判断基準については、当該消費者契約締結時を基準とし、その時点までの一切の事情（当事者の情報力・交渉力の格差の程度・状況、業者側からの勧誘の有無、消費者にとって理解しやすいものかどうか、消費者に当該条項の基本的内容を知る機会が与えられていたかなど）が考慮される<sup>5)</sup>。

消費者契約法制定過程においては、消費者契約における約款を含む契約条項のすべてを対象とする不当条項の一般規定である消費者契約法10条と、無効となる不当条項を具体的にリスト・アップしていくブラックリスト方式である同法8条・9条との関係が、消費者側と事業者側との間で問題とされていた。それは、8条・9条に該当しない契約条項であっても、10条に該当し無効とされる可能性があるため<sup>6)</sup>、消費者側からはより広く契約条項を対象とするべく緩やかな要件が主張され、事業者側からは予見可能性を高めるためにできる限り明確な要件が主張され、両者が対立していたからである<sup>7)</sup>。また、不当条項の一般規定を消費者契約法に置くことで、民法の一般規定、すなわち信義則あるいは公序

良俗との関係が新たに問題となり、敢えて消費者契約法の中にかかる一般規定を置く必要はないとする指摘も存在した<sup>8)</sup>。

消費者契約法10条は、こうした対立の中で出来上がった妥協の産物と位置付けることも可能であるが、それは消費者側が主張していたすべての消費者契約条項を対象としていることと、事業者側が主張していた予見可能性について信義則あるいは公序良俗に依拠しつつ約款の有効性を解釈するとされたこと、が消費者契約法立法当時の議論において含まれているとされたため、両者が折り合いをつけることが可能となったとする見解がある<sup>9)</sup>。

## (2) 消費者契約法10条に関する裁判例

無催告失効条項の有効性について争われた従前の裁判例に目を向けてみると、たしかに消費者契約法の施行以前に無催告失効条項を適用することが信義則違反であったものは存在する<sup>10)</sup>。しかし、一般論として、不当な条項が約款内に設けられていた場合、公序良俗、信義則違反となる余地はあるものの、ほとんどの裁判例<sup>11)</sup> および保険実務においては、無催告失効条項が不当な内容のものであるとまでは認識されておらず、むしろその有効性が認められてきた<sup>12)</sup>。

また、消費者契約法10条が問題となった無催告失効条項とは関係ない事例についても挙げてみると、①冬期講習受講契約及び年間模試受験契約が、それぞれ準委任契約であり、民法上は当事者がいつでも契約を解除することができることとされているところ、当該契約に盛り込まれている解除制限特約が解除を全く許さないとしているから、同特約は民法の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、「消費者の権利を制限」するものであり無効とした事例（東京地判平成15年11月10日判時1845号78頁）や、②賃貸借契約に付されていた敷引特約につき、賃借人が社会通念上通常の使用をした場合に生ずる損耗や経年に

より自然に生ずる損耗の補修費用として通常想定される額、賃料の額、礼金等他の一時金の授受の有無及びその額等に照らし、敷引金の額が高額に過ぎると評価すべきものであるときは、当該賃料が近傍同種の建物の賃料相場に比して大幅に低額であるなど特段の事情のない限り、信義則に反して消費者である賃借人の利益を一方的に害するものであって、消費者契約法10条により無効となるが、判示の事実関係の下では、敷引金の額が高額に過ぎると評価することはできず、消費者契約法10条により無効であるということとはできないとした事例（最一小判平成23年3月24日民集65巻2号903頁）、③消費者契約である居住用建物の賃貸借契約に付された敷引特約について、保証金から控除される敷引金の額が賃料月額額の3.5倍程度にとどまっており、前記敷引金の額が近傍同種の建物に係る賃貸借契約に付された敷引特約における敷引金の相場に比して大幅に高額であることはうかがわれないなど判示の事実関係の下では、消費者契約法10条により無効であるということとはできないとした事例（最三小判平成23年7月12日集民237号215頁）、④賃貸借契約に設定されていた更新料特約につき、更新料条項が賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載され、更新料の額が賃料の額、賃貸借契約が更新される期間等に照らし高額に過ぎるなどの特段の事情がない限り、消費者契約法10条後段に該当せず、当該条項が有効であるとした事例（最二小判平成23年7月15日民集65巻5号2269頁）がある。

これらの裁判例は、結論においては異なるものの、前記消費者契約法10条第2要件の判断については、約款の条項を抽象的に判断するのではなく、契約に至るまでの一切の事情を考慮に入れている。後述する最高裁判決および地裁判決がこのような判断基準に則っているのに対して、高裁判決は、前記第2要件につき、個別の当事者間における事情を捨象

して、約款の条項を抽象的に検討して判断すべきであるとした点で、他の裁判例と解釈手法が異なる。また、敷引特約や更新料特約といった不動産関係の裁判例と後述する無催告失効条項とは、消費者と事業者との間の消費者契約である点で共通するものの、無催告失効条項が問題となった保険契約については、商事法の観点から保険というシステムをどのように維持・運営するのかという点も考慮しなければならない点で異なる。

### 3. 無催告失効条項の是非に関する従前の議論

#### (1) 無催告失効条項の意義

無催告失効条項とは、一定の事由（保険料の不払いなど）が発生した場合に、催告や解除の意思表示がなくても保険者によって契約を終了することができることを定めた条項である。無催告失効条項の存在意義については、保険料債務の不履行があった場合の催告、履行請求、解除等に伴うコストの観点から、他の保険契約者の負担にならないように大量の契約を機械的に処理するため、であるとされる<sup>13)</sup>。

消費者契約法10条の規定により、無催告失効条項の有効性が争われている事案で問題となっている任意規定、すなわち民法における催告については、契約当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができること、当事者の一方が解除権を有するときは、その解除は、相手方に対する意思表示によってすることを定めている（民法540条、541条）。したがって、無催告失効条項がないときは、前記民法の規定により、保険者は、猶予期間の末日までに猶予期間の前月分の保険料の支払がない場合には、相当の期間を定めてその履行の催告をし、

その相当期間内に履行がないときに保険契約者に対して解除の意思表示をすることにより、保険契約を終了させることができる。つまり、本来は保険料支払債務の履行遅滞という債務不履行による契約解除の問題であるところ、無催告失効条項により催告なしに保険契約を失効できるという民法にはない効果（消費者側に不利益な効果）を生じさせることができるため消費者契約法10条が問題となる。

## (2) 無催告失効条項に関する従前の議論

無催告失効条項の効力を検討する学説については、任意規定からの乖離が民法の信義則上許容される限度を超えており、消費者契約法10条により無効とすべきであるとの無効説<sup>14)</sup>と、保険会社が任意に行う保険料支払の催促等がある場合は、不合理とはいえず、消費者契約法によって無効とすべきではないとの有効説<sup>15)</sup>が存在する。そのほか、民法541条に定める催告を義務付ける立法論<sup>16)</sup>や、失効を防ぐための十分な時間的ゆとりをもって、実質的な失効予告があらかじめ保険契約者に与えられていない限り、保険契約は失効しないと解すべきであるとの見解<sup>17)</sup>なども主張されてきた。

このように無催告失効条項の効力については、学説上の対立があった。無催告失効条項の効力を有効とする見解は無催告失効条項の存在意義につき、復活条項<sup>18)</sup>と併せて、保険契約者による保険料支払債務の不履行を簡便かつ適切に処理することにより保険制度を円滑に運営するという保険経営上の要請に基づいたもので、大量の保険契約を迅速かつ確実に処理しなければならないという保険取引の画一性および集団性によって根拠付けられている、とする<sup>19)</sup>。

ただ、昭和56年の第八次国民生活審議会消費者政策部会報告において、すでに無催告失効条項は催告なしに保険契約者に極めて重大な効果が生ずるという点で問題とされてお

り、実務上、書面による保険料払込の督促をし、その督促に当たっては保険料の支払がないまま払込猶予期間を過ぎると保険契約が失効することを明瞭に理解させるための措置を講じていることを考慮すべきであるとされていた<sup>20)</sup>。

また、平成18年法制審議会保険法部会においては、保険料の支払を怠った場合について、約款で催告義務は課さないが、失効予告通知はがきによる督促通知を行うという保険実務を保険法で追認する規定を置く考え方で、保険契約者保護の観点から、民法541条の債務不履行解除の要件を強行規定化して、約款等によっても催告を不要とすることができない旨の規定を設けるべきとの考え方が示されていた<sup>21)</sup>。

このように無催告失効条項の効力を取り巻く議論状況は錯綜していたにもかかわらず、平成22年4月1日に施行された保険法には、保険料支払に関する規定は置かれず、無催告失効条項についても特別何らかの規定が置かれることはなかった。

かかる議論状況からすると、無催告失効条項の効力を否定する、あるいは無催告失効条項の見直しを必要とする、それぞれの見解にも一定の説得力を見出すことができる。

次に、無催告失効条項が実際の実務においてどのように運用されていたのかを見てみることにする。

## (3) 最高裁判決前における無催告失効条項の運用状況

保険約款、とりわけ生命保険約款は、第2回以後の保険料の不払いについて、保険料の払い込み期月の翌月初日から一定の猶予期間を経過した後に生命保険契約が自動的に失効するという措置を約款上定めているのが通例であった<sup>22)</sup>。ただ、無催告失効条項だけが約款に盛り込まれると、催告がないことによって保険契約者が不利益を被る可能性があるた

め、それを補うための措置も約款に盛り込まれている。たとえば、①支払猶予期間中に保険契約者によって保険料が支払われなかった場合であっても、解約返戻金が存在するときには直ちに保険契約を失効させず、保険料自動振替貸付制度により、前記解約返戻金を自動的に未払い保険料債務に充当し、充当されている間は保険契約を失効させない約款規定、②保険契約が失効してしまったとしても、一定期間内であれば、保険契約者が保険者に対して約款所定の手続き（健康診断書の提出など）を経たうえで、保険者に対して契約の復活を請求し、かかる請求が認められれば契約の効力が復活する約款規定、などがある。つまり、無催告失効条項の運用に際しては、通例1か月余りの猶予期間が保険者に与えられているうえ、保険料自動振替貸付制度によって保険契約が直ちに失効することを一定程度防止されている。また、保険料自動振替貸付制度によって保険契約者の解約返戻金がなくなっていた場合であっても、復活条項によって契約の効力が再び認められる可能性がある。さらに、昭和56年の第八次国民生活審議会における約款適正化以来、生命保険業界では、約款外の対応ではあるが、昭和58年から全面的に支払督促の通知をはがきで行う慣行が実務上定着した。これは、保険契約者による保険料の払込がなかった場合に、保険者が保険契約者に対して払込がなかったこと的事实を通知するとともに、振込用紙を送付して、支払を督促するという約款外の取り扱いである。

ここまで無催告失効条項の是非に関する従前の議論を紹介した。以下では章を改めて、最高裁判決とその下級審判決を整理し、最高裁判決後の約款規制の変化にも触れることとしたい。

#### 4. 最二小判平成24年3月16日の概要

##### (1) 事実の概要

本件は、医療保険契約および生命保険契約（以下、両者を併せて「本件各保険契約」という。）の各保険契約者兼被保険者であるX（原告・控訴人・被上告人）が、保険料が一定期間未払いのときは無催告で各保険契約が失効する旨の保険約款（以下、「本件無催告失効条項」という。）の定めは消費者契約法10条に違反し、又は公序良俗もしくは信義則に反して無効である等と主張して、各保険契約の保険者であるY（被告・被控訴人・上告人）に対し、Yが失効扱いにした本件各保険契約が存続していることの確認を求めた事案である。

本件各保険契約における本件無催告失効条項は、払込期月又は猶予期間の末日が経過した場合にYがXに対して保険料支払の催告ないし督促をする旨の定めは置かれておらず、保険料の支払がないまま猶予期間の末日が経過すると、本件各保険契約は、直ちに、YからXに対する解除の意思表示がなくても、当然に、その効力を失うというものである。

本件は、無催告失効条項が消費者契約法10条により無効であるか否か、が争われた。すなわち、消費者契約法10条の規定「民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは無効とする。」に無催告失効条項が該当するか、が争点となった。

以下ではまず、本件各保険契約の保険料の弁済期と契約の失効に関する契約内容をまとめ、その後、本件訴訟の提起に至るまでの経緯と各審級における判旨を整理する。

##### (2) 本件無催告失効条項の概要

本件各保険契約は、Xを保険契約者兼被保険者、Yを各保険契約の保険者とする医療保険契約及び生命保険契約であり、その契約の

約款に本件無催告失効条項があった。本件無催告失効条項の内容は、概ね以下のとおりである。

- ①第二回目以降の保険料は、月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで（以下、「払込期月」という。）の間に払い込む。
- ②第二回目以降の保険料の払込みについては、払込期月の翌月の初日から末日までを猶予期間とする。
- ③猶予期間内に保険料の払込みがないときは、保険契約は、猶予期間満了日の翌日から効力を失う。
- ④猶予期間内に保険給付の支払事由が生じたときは、支払うべき保険給付の金額から未払い保険料の金額を差し引く。
- ⑤保険料の払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、払い込むべき保険料と利息の合計額が解約返戻金の額を超えないときは、自動的にYがXに保険料相当額を貸し付けて保険契約を有効に存続させる（自動振替貸付条項）。
- ⑥Xは、保険契約が効力を失った日から起算して1年以内（本件医療保険契約の場合）または3年以内（本件生命保険契約の場合）であれば、Yの承諾を得て、保険契約を復活させることができる（復活条項）。

### (3) 本件各保険契約の締結・失効および訴訟の提起に至るまでの経緯

XはYとの間で、平成16年8月1日に本件医療保険契約を、平成17年3月1日に本件生命保険契約を、それぞれ締結した。その際、本件各保険約款の定めによることについても合意がなされた。なお、本件医療保険契約には、解約返戻金の定めはなく、本件生命保険契約における契約締結経過年数2年の時点での解約返戻金の額は、0円である。

平成17年6月、Xは本件各保険契約の保険料の支払を怠り、Y担当者より保険料未納による失効や復活手続について各種注意を受け

た。その後、本件各保険契約は、同年9月1日に残高不足を原因とする保険料未納による失効、同月15日に復活、同年12月1日に残高不足を原因とする保険料未納による失効、同月2日に復活、と失効と復活を繰り返し、それらの際にもY担当者よりXに対し前記注意と同様の内容の注意がなされている。

平成18年7月ころ、Xは、病院での検査の結果、特発性大腿骨頭壊死症と診断され、同年11月ころから月に2、3回ほど電気治療を受けている。

その後、保険料振替口座の残高不足により、平成19年1月を払込期月とする同月分の本件各保険契約の保険料の支払がされなかった。

平成19年2月、同年1月分及び2月分の本件各保険契約の保険料を併せて保険料振替口座から振り替えることとされていたが、同口座の残高不足により、口座振替がされず、Xは、同月末日までに支払うべき同年1月分の本件各保険契約の保険料を支払わなかった。

平成19年3月8日、XはYに対し、1月ないし3月分の保険料相当額を添えて本件各保険契約の復活の申込みをしたが、Yは、同月16日、Xの健康状態を主たる理由に復活の申込みを承諾しないことを決定し、同月19日、Xにその旨告知した。

かかる事態を受け、XはYに対し、本件無催告失効条項は、民法の定める債務不履行解除（民法541条）の要件に比して消費者の権利を制限する条項であって、同法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害しており、消費者契約法10条の規定により無効である等と主張し、訴訟を提起した。それに対してYは、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるとはいえないとして反論した。

### (4) 原々判決（横浜地判平成20年12月4日 民集66巻5号2279頁）<sup>23)</sup>の判旨

地裁判決は、本件無催告失効条項が消費者契約法10条に該当して無効となるかについては、本件無催告失効条項が民法541条の場合と比べ、保険契約者の権利を制限しており、消費者契約法10条前段に定める「民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限…する消費者契約の条項」との要件を満たすものとしつつも、①払込期月内に保険料の払込みがない場合にも直ちには保険契約を失効させず、猶予期間内に保険料が払い込まれた場合には契約を継続するとしていること、②猶予期間が履行遅滞における通常の催告期間よりも長めに設定されていること、③本件各保険約款には、自動振替貸付条項や復活条項が定められており、契約を簡単には失効させずに存続させるように一定程度の配慮がされていること等を理由として、同条後段にいう「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」には該当せず、本件無催告失効条項が消費者契約法10条に該当し無効になることはないとしてYの主張を認めた。Xは原々判決を不服として控訴した。

(5) 原判決（東京高判平成21年9月30日民集66巻5号2300頁）<sup>24)</sup>の判旨

高裁判決は、①保険契約者が遅滞の責任を負うこととなる「期限の到来した時」（民法412条1項）は、猶予期間の末日が経過した時であること、②本件無催告失効条項は、保険契約者がその保険料支払債務を履行しない場合に保険者がその履行の催告をすることを要しないとしている点及び保険者が保険契約者に対して契約解除の意思表示をすることを要しないとしている点において、同法の公の秩序に関しない規定（同法540条1項及び541条）の適用による場合に比し、消費者である保険契約者の権利を制限しているものであること、③保険料の支払を口座振替の方法にし

た場合は、保険契約者のささいな不注意や口座振替の手續上の問題から保険契約が失効することがあり得、このような事態が生ずるのを防止するため、民法の原則どおりに、保険契約が終了する前に保険契約者に保険料の支払を催告するという手順を踏む必要がある（なお、払込期月が経過した後に更に一定の猶予期間が設けられているとしても、それは、前記事態の防止のために有効なものとはいえない。）こと、④本件で問題になっているのは、本件無催告失効条項自体が消費者契約法10条の規定により無効となるかどうかであって、Yが約款外の実務において、書面による保険料払込の督促をし、その督促に当たっては保険料の支払がないまま払込猶予期間を過ぎると保険契約が失効することを明瞭に理解させるための措置をとっていること（なお、これは保険契約上の義務として行っているものでないことが明らかであるから、保険契約者のためには恩恵的なものにすぎない。）は、本件保険約款自体の有効性を判断する際に考慮すべきであるということとはできないこと、⑤本件保険約款には解約返戻金の範囲内で保険料自動貸付けの制度が設けられているが、それにより保険契約の失効を防ぐためには十分な解約返戻金がなければ意味のないものであるから、前記のような保険契約者側の被る不利益を少なくする手段としては十分とはいえないこと、⑥本件保険約款には保険契約の復活の制度が設けられているが、保険契約の復活の申込みをする場合には、復活申込みの時点における被保険者の健康状態等の告知を要し、また、復活には保険者の承諾を要することとされているところ、約款上その承諾をする基準が何ら定められていないのであり、復活が認められない場合も十分あり得るため、保険契約が失効した場合でも、保険契約者は保険契約を復活させることができるから、保険契約者が被る不利益が小さいということは必ずしもできないものであること等を理由と



して、原々判決を取り消し、本件無催告失効条項は消費者契約法10条に該当し無効であるとするXの主張を認容した。そこでYは原判決を不服として、上告受理を申し立てた。

(6) 最高裁判決（最二小判平成24年3月16日民集66巻5号2216頁）<sup>25)</sup>の判旨

最高裁は、本件無催告失効条項が消費者契約法10条に該当し無効であるとした高裁判決を破棄し、原審に差し戻した。この判決は、消費者契約法10条を保険約款の無催告失効条項に適用し、その条項の効力について判断した初めての判決であり、その内容は以下のとおりである。

「本件約款においては、第二回目以後の保険料は払込期月の間に払い込むべき旨が明確に定められているのであって、第二回目以後の保険料の弁済期限は各払込期月の末日であることが明らかである。本件約款に定められた猶予期間は、保険料支払債務の不履行を理由とする保険契約の失効を当該払込期月の翌月の末日まで猶予する趣旨のものというべきである。そうすると、本件失効条項は、保険料が払込期月内に払い込まれず、かつ、その後1か月の猶予期間の間にも保険料支払債務の不履行が解消されない場合に、保険契約が失効する旨を定めたものと解される。」

「本件失効条項は、上記のように、保険料の払込みがされない場合に、その回数にかかわらず、履行の催告（民法541条）なしに保険契約が失効する旨を定めるものであるから、この点において、任意規定の適用による場合に比し、消費者である保険契約者の権利を制限するものであるというべきである。」

「履行の催告なしに保険契約が失効する旨を定める本件失効条項によって保険契約者が受ける不利益は、決して小さなものとはいえない。」

「しかしながら、……本件各保険契約においては、保険料は払込期月内に払い込むべき

ものとされ、それが遅滞しても直ちに保険契約が失効するものではなく、この債務不履行の状態が一定期間内に解消されない場合に初めて失効する旨が明確に定められている上、上記一定期間は、民法541条により求められる催告期間よりも長い1か月とされているのである。加えて、払い込むべき保険料等の額が解約返戻金の額を超えないときは、自動的にYが保険契約者に保険料相当額を貸し付けて保険契約を有効に存続させる旨の本件自動貸付条項が定められていて、長期間にわたり保険料が払い込まれてきた保険契約が一回の保険料の不払いにより簡単に失効しないようにされているなど、保険契約者が保険料の不払いをした場合にも、その権利保護を図るために一定の配慮がされているものといえる。」

「さらに、Yは、本件失効条項は、保険料支払債務の不履行があった場合には契約失効前に保険契約者に対して保険料払込みの督促を行う実務上の運用を前提とするものである旨を主張するところ、仮に、Yにおいて、本件各保険契約の締結当時、保険料支払債務の不履行があった場合に契約失効前に保険契約者に対して保険料払込みの督促を行う態勢を整え、そのような実務上の運用が確実にされていたとすれば、通常、保険契約者は保険料支払債務の不履行があったことに気付くことができると考えられる。多数の保険契約者を対象とするという保険契約の特質をも踏まえ、本件約款において、保険契約者が保険料の不払をした場合にも、その権利保護を図るために一定の配慮をした……定めが置かれていることに加え、Yにおいて上記のような運用を確実にした上で本件約款を適用していることが認められるのであれば、本件失効条項は信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものに当たらないものと解される。」

なお、本判決には須藤裁判官による以下の反対意見が付されている。すなわち、

「民法541条で定められる催告期間より長い

1か月としたということが、債務者（保険契約者）の権利の制限（不利益）にどれだけ配慮しているのか甚だ疑わしいところである。」

「単純に、民法541条により求められる催告期間と本件の失効の猶予期間の1か月とを比較するのは正しくなく、弁済期限たる払込期月末日から督促通知の到達日までの期間が1か月という期間から差し引かれた上で比較されなければならないというべきである。」

「本件自動貸付条項も、解約返戻金が応分に発生していなければ保険契約者には貸付けがされるわけではないから意味があるものとも思えない。」

「結局、本件配慮条項（筆者注：猶予期間を定める条項及び自動貸付条項）が消費者たる保険契約者の権利の制限（不利益）を緩和する程度は相当に低く、そうすると、消費者の利益を一方的に害するものには当たらないとする結論を導く根拠として実質的に意味があり得るのは、払込みの督促の実務の確実な運用ということに殆ど尽きるといってもよいように思われる。」

「だが、その督促通知をすることも、その運用が確実であることも、あくまで事実上のものにしか過ぎない。払込みの督促をすべきことが約款上に規定されているわけでもないから、法的義務とはならず、法的保護の埒外にある。そもそも、督促通知の実務上の運用が確実にされているということがどのようにして確かめられるのか疑問であるが、そのことは別にしても、「確実」といわれる実務の中で、万一、保険会社が現実に督促通知を行わなかったとしても、保険契約者は、保険会社を相手としてなすすべもない。また、払込みの督促の実務上の運用は法的に何ら担保されてなく、これを廃止するのに何らの障害もない。つまり、保険会社がコストカット（経費節減）を実施することが求められる場合、人件費等を少なからず要するとみられるそれは、経済合理性に基づいて高い優先順位でコ

ストカットの対象となり得、容易にそれを廃止するか、そうでないとしても極めて形骸化したものにし得るといえる。」

「そうすると、実務上払込みの督促を行っていることにより、民法541条を適用しないことによる保険契約者の権利の制限（不利益）がカバーされるものとまではいい難い。」

「払込みの督促の実務の運用が確実にされているとしても、それが事実上のものにとどまる限りは、やはり、事業者たる保険会社が消費者の正当な利益に配慮せず、迅速かつ低コストの事務処理という自己の利益を専ら優先させて消費者たる保険契約者の基本的かつ重大な利益を損なっているものとみるよりほかないのである。」

「本件配慮条項があることに加えて実務の運用で督促通知が確実に行われている事実が認められるとしても、それらをもってしては、消費者たる保険契約者には、民法541条の催告を受けて不履行状態を解消することができるのと同等の地位が法的に担保されていないままであるといえる。結局、本件約款の下においては、事業者たる保険会社が消費者たる保険契約者の正当な利益に配慮せず、自己の利益を専ら優先させて消費者の利益を害する結果をもたらすものといわざるを得ない。したがって、本件失効条項は、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものに当たり、消費者契約法10条前段に加えて同条後段にも該当して無効というべきである。」

#### 小括

このように、保険契約における無催告失効条項については、高裁判決において消費者契約法10条に該当し無効であるとされたものの、最高裁判決において同条に該当しないとして無催告失効条項を有効であるとした。

ただ、無催告失効条項の有効性が争われた一連の裁判の後、保険業界において保険約款における無催告失効条項を見直し、同条項を

削除する動きが起こっている<sup>26)</sup>。これは、無催告失効条項を無効とした高裁判決と、最高裁判決における須藤裁判官の反対意見が影響していると考えられる。とりわけ、須藤裁判官の反対意見は、①猶予期間を定める条項および自動貸付条項が消費者たる保険契約者の権利の制限（不利益）を緩和する程度は相当に低いこと、②督促通知をすることも、その運用が確実であることも、あくまで事実上のものにしか過ぎず、保険会社が消費者の正当な利益に配慮せず、自己の利益を専ら優先させて消費者たる保険契約者の基本的かつ重大な利益を損なっていることを指摘し、高裁判決と同様に無催告失効条項を無効というべきであるとしている。前記のとおり、無催告失効条項については最高裁判決によって有効と判断されたものの、消費者契約法10条に基づく訴訟リスクを回避するため、実務レベルでの見直しがなされたものと考えられる。

以下、章を改めて、本件最高裁判決の分析等を通じて消費者契約法10条の解釈と約款規制の在り方について検討する。

## 5. 消費者契約法10条の解釈と約款規制の検討

### (1) 本件無催告失効条項は消費者契約法10条に該当するか

消費者契約法10条は消費者契約の条項が、①民法、商法等の法律中の任意規定によれば消費者が本来有しているはずの権利を特約によって制限し、又は任意規定によれば消費者が本来果たすべき義務を特約によって加重している場合であって、かつ、②当該条項の援用によって民法1条2項に規定する信義則に反する程度に一方的に消費者の利益を侵害する場合、には当該条項を無効とするものである<sup>27)</sup>。

最高裁判決は①につき、「本件失効条項は、……保険料の払込みがされない場合に、その

回数にかかわらず、履行の催告（民法541条）なしに保険契約が失効する旨を定めるものであるから、この点において、任意規定の適用による場合に比し、消費者である保険契約者の権利を制限するものであるというべきである。」とし、本件無催告失効条項が①の要件を満たす旨説示しており、高裁判決および地裁判決においても同様の結論に至っている。

他方、②については、最高裁判決と高裁判決とで異なる結論が下されている。まず、最高裁判決は、猶予期間が履行遅滞における通常の催告期間よりも長めに設定されていること、自動振替貸付条項および復活条項を設けて保険契約の継続へ一定程度の配慮がなされていること、保険料支払債務の不履行があった場合には契約失効前に保険契約者に対して保険料払込みの督促を行う実務上の運用を前提とし、その運用を確実にした上で本件約款を適用していることなどを理由として、本件無催告失効条項が②要件を満たすものではないと説示した。それに対し、高裁判決は、本件各保険契約においては、消費者である保険契約者側にとって、それが意に反して終了することになった場合の不利益の度合いは極めて大きいものである、と指摘した上で、本件各保険約款には、保険契約の失効を防ぐために保険料自動振替貸付制度が設けられているものの解約返戻金がないので意味がないこと、保険契約の復活の制度が設けられているものの保険者の承諾を必要とすること、本件無催告失効条項を無効とした場合に被る保険者の不利益（手間やコスト）はさしたる問題ではないこと、等を理由に、本件無催告失効条項が②要件を満たすものと説示し、消費者契約法10条の規定により無効になるというべきであると結論付けた。須藤裁判官の反対意見と原審判示内容を比べると、両者は、(2)にて後述する消費者契約法10条の解釈手法については異なるものの、結論に至る理由については大枠において一致する。

## (2) 消費者契約法10条の解釈手法

前記のとおり②の要件、すなわち本件無催告失効条項が信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項であるか否かにつき、最高裁判決は高裁判決とは異なる結論を下した。このような結論に至った理由は、消費者契約法10条の解釈手法によるところが大きいと思われる。

高裁判決は、実務上、書面によって保険料払込の督促がなされていることを考慮すべきとするY主張内容に触れた上で、実際にY担当者が行った通知書の送付につき詳細な事実認定を行っている。

しかし、高裁判決はあくまで本件での検討内容を、本件無催告失効条項自体が消費者契約法10条の規定により無効となるかどうかにかわり、Yが約款外の実務において前記のような各種措置をとっていることは保険契約上の義務として行っているものでないことが明らかであるから、保険契約者のためには恩恵的なものにすぎず、本件保険約款自体の有効性を判断する際に考慮すべきであるということとはできない、としている。

最高裁判決は、原審が本件約款に定められた猶予期間の解釈を誤ったものとしたうえで、本件約款に明確に定められている本件失効条項について、Yが保険契約の締結当時、保険料支払債務の不履行があった場合に契約失効前に保険契約者に対して保険料払込みの督促を行う態勢を整え、そのような実務上の運用が確実にされていたかなど、消費者に配慮した事情につき審理判断することなく、これを消費者契約法10条により無効であるとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるというべきである、とした。

この点につき、「生命保険業界では、……支払い督促の通知をはがきで行う慣行が定着している。これは、保険料の払込がなかった場合に、保険者が保険契約者に対し払込がな

かったことの実事を通知するとともに、振込用紙を送付して、支払いを督促するという取扱いであり、実質的に民法上の催告に当たるものである。」とする見解がある<sup>28)</sup>。この見解によれば、本件無催告失効条項は、民法1条2項の信義則に反して、消費者の利益を一方的に害するものと評価することはできないであろう。

たしかに、高裁判決が「個別の当事者間における事情を捨象して、本件無催告失効条項を抽象的に検討して判断すべきであるから（同条に規定する消費者契約の条項を含む消費者契約の締結について、適格消費者団体による差止請求が可能であるのも（同法12条3項及び4項）、条項を抽象的に判断することにより、当該条項の有効無効の判断が可能であるからである。）、Yの主張は、その主張自体が失当である」と判断したことにも、ある程度合理性が存在すると思われる。消費者契約法10条は、消費者契約の条項全体に及ぶものであり、同条は、不当条項の一般規定として重要な役割を有する強行規定である。すなわち、この不当条項に関する一般規定は、民法90条のような一般的な判断ルールをより明確化する趣旨で規定されており、無効とされるべき不当条項を具体的にリスト・アップしていくことで不当条項をもれなくカバーし、リストに該当するものについては機械的に排除することで、消費者契約法の目的である消費者の利益確保が実現される<sup>29)</sup>。

しかし同時に、消費者契約法10条のいう信義則によって、個別の条項に基づく権利主張を制限するのは、①当該事案における一切の個別事情を考慮した上で、②契約内容が一方当事者に不当に不利であること、とされる<sup>30)</sup>。そのため、原審が示した当事者間の個別的事情および保険実務における各種取扱い（支払い督促通知はがき・保険料自動貸付制度・復活制度等）に関する事情を捨象し、抽象的に無催告失効条項の有効性を判断すると

いう解釈手法は一面的に過ぎるのではなからうか。消費者契約法10条の解釈手法については、前記最高裁判決が妥当である。

### (3) 約款規制との関係

そもそも約款については、かねてから、その拘束力<sup>31)</sup>の法的根拠を巡って議論のあるところであり<sup>32)</sup>、またそれに関連して、事業者と消費者との間でなされる消費者契約・消費者取引において約款の問題性が顕出することも指摘されてきた<sup>33)</sup>。例えばそれは、消費者契約・消費者取引では事業者と消費者を比べると、知力・資力・交渉力などの点で事業者が優位に立っているだけでなく、そもそも約款自体概ね事業者によって作成されたものであるため、事業者が作成した不公正約款によって消費者が思わぬ損害を被る可能性が必然的に発生することである。

あくまで推測の域は出ないが、高裁判決が当事者間の個別事情および保険実務における各種取扱いに関する事情を捨象して、本件無催告失効条項の有効性のみを判断した理由は、消費者保護の観点から、あるいは事業者（保険業者）が作成した約款（無催告失効条項）に対する警告の要素を含んだ判決と見て取ることもできよう（解釈手法は異なるが、最高裁判決に対する反対意見も同様の要素を含んでいると評価することもできる。）。もっとも、かかる解釈手法によって実務で使用されている様々な約款を無効かどうか検討していくことは、約款自体の柔軟性や実務の自由度を阻害するだけでなく、取引自体の法的安定性・予測可能性をも損なう結果を招きかねない。

この点については、まさに本稿冒頭でも述べたように、消費者保護法における消費者保護の要求（消費者契約である保険契約において個別の消費者を事業者から保護する）と、商行為法（保険法）における合理性の要求（保険というシステムを円滑に維持・運用する）とのバランスをいかに取るか、両者の均衡点

をいかに計るのか、によって結論の変わるところである。前者の要求に重きを置いた場合には高裁判決や最高裁判決に対する須藤裁判官の反対意見のように、個々の保険契約者のコスト（損害）を重視することとなり、後者の要求に重きを置いた場合には最高裁判決における多数意見のように、保険制度全体からみたメリットが重視される。本件においては、前述のとおり履行遅滞即失効効を認めているわけではないこと、実務上の配慮が各種なされていることなどから後者（最高裁判決における多数意見）が妥当であろう。かかる状況下において両者の間隙を埋める必要がある場合には、最高裁判決に対する須藤裁判官の反対意見が述べているように、「契約の解除のために通常行われているような催告が至難ということであるとしても、少なくとも、督促通知を行うべきことを約款上に明記するなどこれを法的に義務付ける」ことも一つの案ではあろう。

いずれにしても、消費者契約法10条の適用に際しては、賃貸借契約に設定されていた更新料特約に関する最二小判平成23年7月15日（2(2)において前述）がいうように、「当該条項が信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるか否かは、消費者契約法の趣旨、目的（同法1条参照）に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質および量並びに交渉力の格差その他の諸般の事情を総合考量して判断」すべきである。

次に、これまで検討してきた保険契約における無催告失効条項の効力に関する議論を踏まえつつ、現在議論がなされている民法（債権法）改正における約款規制・不当条項規制についても検討を加えることとする。

### (4) 民法（債権関係）改正における約款規制と消費者法との関係

まず、現在議論がなされている民法（債権

法)改正について概観したい。民法改正における約款規制については、そもそも約款に関する規律を民法に設けないことも視野に入れつつ、要綱案の作成に向けて検討中である<sup>34)</sup>。以下ではまず、要綱案の取りまとめに向けた検討の中で示された約款規制の内容を整理し、その後、同内容に検討を加えることとする。

### ① 要綱案取りまとめ段階で示されている約款規制の内容

約款の定義規定については、「約款」という言葉をそのまま法律上の定義用語として用いると、かえって実務的な混乱を招くおそれがあるとして、別の新たな言葉である「定型条項」を用いることとされた。具体的には、「約款その他いかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が契約の内容を画一的に定めるのが合理的であると認められる取引において、その契約の内容とするために準備された契約条項の集合（当事者が異なる内容の合意をした契約条項を除く。）」と定義されている。

その定型条項は、契約の当事者が特定の定型条項によることを合意した場合や、定型条項を準備した者が契約の締結前に当該定型条項によることを相手方に表示した場合とそれによることが契約締結の態様に照らして期待することができない場合には、その契約と同種の契約において定型条項によるのが通常であり、相手方が異議を述べないで契約を締結した時は、契約の内容となる（ただし、条項準備者が特定の定型条項を用いることを公表している時に限る）。

その際になされる定型条項の内容の表示については、定型条項により契約を締結し、または締結しようとする条項準備者が、契約の締結前または契約の締結後、相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法で当該定型条項の内容を示さなければならない（ただし、相手方に対して定型条項を書面または電磁的方法により提供した

場合は、この限りでない。）。

定型条項の契約条項については、それが契約の主たる給付の内容、同種の他の契約の内容その他の事情および取引通念に照らしてその契約の内容となることを合理的に予測し得ないと認められる事項に関するものであって、相手方に不利益を与えるものであるときは、契約への組入れ要件を適用しない（ただし、相手方が、当該事項に関する契約条項があることを知り、または容易に知り得たときは、この限りでない。）。

また、定型条項の契約条項は、当該契約条項が相手方の権利を制限し、または相手方の義務を加重するものであって、民法1条2項に規定する基本原則に反して相手方に過大な不利益を与える場合には、無効とする。この場合において、無効かどうかを判断するに当たっては、当該契約の内容の全部（定型条項以外の部分を含む。）、契約の締結の態様その他一切の事情を考慮するものとする。

定型条項の変更については、条項準備者は、定型条項の変更が相手方の利益に適合することが明らかであるとき、定型条項の変更が契約をした目的に反しないことが明らかであり、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、定型条項の変更をすることにより、個別の相手方と合意をすることなく、契約内容を変更することができる（ただし、当該定型条項を契約の内容とした相手方が多数であり（複数の定型条項について同一の変更を行う場合にあっては、それらの定型条項に係る相手方が多数である場合を含む。）、または不特定である場合において、その全ての相手方から契約内容の変更についての同意を得ることが著しく困難であるときに限る。）。

条項準備者は、定型条項において、予想される変更の内容の概要が定められているときは、当該契約条項に従って定型条項を変更することができる（ただし、変更後の内容が取

引通念に照らして相当である場合に限る。)

前記内容に基づく定型条項の変更は、条項準備者が定型条項を変更する旨および変更後の定型条項の内容を相当な方法により周知しなければ、その効力を生じない。この場合において、条項準備者が変更の効力の発生時期を定めたときは、その時期が到来しなければ、変更の効力を生じない。

## ② 要綱案取りまとめ段階で示されている約款規制の内容の検討

前記のとおり、中間試案から要綱案の検討への移行に伴い、「約款」という言葉が「定型条項」という言葉に変更され、併せて定義も見直されている。かかる定型条項の定義を見る限り、保険約款も適用対象に含まれることとなろう。

ただ、消費者契約における個別の約款や条項については、すでに消費者契約法によって規律されており（同法8～10条）、約款の概念（要綱案においては定型条項の概念）こそ同法中に明記されていないものの、契約条項一般につき同法が約款規制の機能を果たしていると評価できる。

そのため、民法改正を機に、これまで約款への対応について消費者契約法と商行為法（保険法）とのバランスの問題であったものが、前者につき、民法に置き換わるだけであるとも見て取ることができる。つまり、定型条項による契約に対しては、不当条項規制（要綱案の検討においては、「相手方に過大な不利益を与える契約条項の効力」）によって契約内容の是正を行うことが予定されているため<sup>35)</sup>、今度は一般法たる民法と消費者契約法との関係も問題となる。保険契約における約款に対しては、民法・消費者契約法・商行為法の3法によって規律されることとなるが、いずれにしてもかかる法の適用関係については整理が必要となろう。また、民法改正の基本方針では、交渉力に格差のある事業者間の

契約をカバーできるようになることなどが説明されていたところ<sup>36)</sup>、要綱案の検討においては、この規律が、定型条項の契約条項の効力を現状よりも制限することを意図するものではなく、現在も民法1条2項に反するとされる契約条項のみを無効とするものであることがより明らかになるように「民法第1条第2項の規定する基本原則に反して」という文言が加えられた。かかる理由を見る限り、民法に約款（定型条項）規制・不当条項規制の規定を置くことに積極的な意義を見出しがたい。

結局のところ、民法（債権関係）改正のなかで議論がなされている約款（定型条項）規制・不当条項規制については、本稿で取り上げた無催告失効条項に関する事案と同様に、約款の現実の運用が、任意規定の現実の適用と比較しつつ、当該紛争の当事者間の一切の事情も考慮して、消費者の利益が一方的に害されているかを総合的に判断することになる<sup>37)</sup>。

## 6. むすびにかえて

以上、本稿では、保険契約における無催告失効条項が消費者契約法10条に該当せず有効であるとした最高裁判決と、その下級審裁判例を素材に、保険約款の解釈・運用につき検討するとともに、現在議論がなされている民法（債権法）改正における約款規制・不当条項規制についても検討を加えた。

無催告失効条項に限らず、約款（定型条項）規制の問題を、今後、民法によって取り扱うべきか、それとも消費者契約法によって取り扱うべきか、という点については、改正作業が進んでいる現時点においても明確な結論が出ているとはいいがたい。また、保険契約における約款については、それらに加えて商行為法との関係も明確ではない。ただ、無催告失効条項については、最高裁判決が示してい

るように、保険契約者が保険料の不払いをした場合にも、その権利保護を図るために一定の配慮（支払い督促通知はがき・保険料自動貸付制度・復活制度等）を保険会社が行っていることなど、当事者間の一切の事情も考慮して、消費者の利益が一方的に害されているかを総合的に判断したうえで、無催告失効条項の有効性を判断するべきである。高裁判決が示した、当事者間の個別的事情および保険実務における各種取扱いに関する事情を捨象し、抽象的に無催告失効条項の有効性を判断するという解釈手法は一面的に過ぎるであろう。

もっとも、最高裁判決では無催告失効条項は消費者契約法10条に該当せず有効とされたものの、高裁判決や最高裁判決における反対意見をもとに、無催告失効条項を盛り込んだ

既存の保険契約について、保険料不払いが発生した際、催告・解除の意思表示が必要となるならば、保険実務に与える影響は極めて大きい。前記小括において述べたとおり、実際に生命保険業界において無催告失効条項を盛り込まない約款に修正している事実が、その証左を示しているといえる。

また、本稿の検討対象は、無催告失効条項の効力が争われた事案を素材とした当該条項の有効性についてであるが、消費者の利益を一方的に害する可能性を有する（と思われる）他の保険約款・各種条項に消費者契約法10条を適用し、不当条項であるとして訴訟を提起される可能性は捨てきれない。訴訟リスク等の回避のため、無催告失効条項と同様に、保険約款の見直しが必要となる可能性もあろう。

#### (Abstract)

Insurance is a mechanism for a large number of subscribers to pay insurance premiums to the insurer, to keep the pooled amount after deducting the costs required to operate, and would be paid out of the funds that are the pool when the subscriber has received economic disadvantage. Therefore, in the insurance practice, conditions of insurance with no expiration notification provisions have been operational. The non-notification revocation clause is a provision of the policy conditions that the contents that the insurance contract expires with no notification when a certain period of time unpaid premium. But, the article 10 Consumer Contract Act, which came into effect in 2001, is applies to the terms of consumer contracts and conditions of insurance. Provisions that apply to the article 10 of Consumer Contract Act will become invalid as is the so-called unfair terms. Supreme Court cases to be handled in this paper, is a case of non-notification revocation clause was disputed whether or not corresponding to article 10 of Consumer Contract Act. Such cases results in the question of whether to take how to balance the requirements of consumer protection in the consumer protection law, and the requirements of rationality in business practices (Insurance Act).



〔注〕

- 1) 差戻控訴審（東京高判平成24年10月25日判タ1387号266頁）については、最高裁判決と軌を一にするものであるため、本稿では検討の対象としない。
- 2) 保険を理論上、企業保険と家計保険の二つのグループに分けて考え、前者につき、保険加入者が保険者と同等の交渉力を持つと認められるため、原則として当事者間の個別的合意ないし約款に委ねて差し支えないとするものとして、西島梅治『現代法学全集26 保険法』（筑摩書房、1975年）14頁がある。
- 3) 竹内昭夫「生命保険と消費者保護」同『手形法・保険法の理論』（有斐閣、1990年）299頁では、消費者保護の観点から生命保険契約をひとつの商品としてとらえ、その特質を検討しており、①保険契約は消費者取引であること、②生命保険契約は、典型的な大量生産品であり、生活必需品であること、③生命保険は、契約書の文言だけで出来上がる無形の商品であること、④保険契約は万一の場合の経済的需要に備えて契約者があらかじめ保険料を払って用意しておく前払い商品であること、⑤生命保険契約は、継続関係に立つ商品であること、⑥生命保険契約は相互性・団体性を有すること、を指摘する。
- 4) 落合誠一『消費者契約法』（有斐閣、2001年）145頁。
- 5) 落合・前掲注4）150頁。
- 6) 落合・前掲注4）144頁。
- 7) 落合誠一「生命保険の継続保険料不払いと無催告失効条項の効力—東京高判平成21年9月30日の検討—」江頭憲治郎ほか編『保険学保険法学の課題と展望 大谷孝一博士古稀記念』（成文堂、2011年）249頁。
- 8) 落合・前掲注4）145頁。
- 9) 落合・前掲注7）249頁。
- 10) 長崎地判平成19年3月30日（消費者法ニュース72号207頁）など。
- 11) 東京高判平成11年2月3日判時1704号71頁など。
- 12) 上山一知「生命保険約款における無催告失効条項に対する消費者契約法10条の適用：東京高判平21.9.30をめぐって」金法1889号（2010年）26頁。
- 13) 竹濱修「生命保険契約の失効と復活」入江正信編著『保険法の現代的課題 三宅一夫先生追悼論文集』（法律文化社、1993年）279頁。
- 14) 消費者庁企画課編『逐条解説消費者契約法（第2版）』（商事法務、2007年）220、224頁は、民法540条1項および541条の解除権行使の規定に触れたうえで、契約の性質からして一定の期日または期間内に債務者が履行しなければ、債権者の契約の目的が達成されない場合（定期行為の場合）などの正当な理由なく事業者が消費者の債務不履行の場合に相当な期間の催告なしに解除することができるとする条項については、無効とすべきものと考えられるとする。また、後藤巻則「いわゆる自動貸付制度が利用された生命保険契約で保険料支払猶予期間経過により契約が失効した場合に、生命保険会社と契約者との間に契約が失効しないよう維持管理する旨の準委任契約や同旨の事務管理が成立したことを前提としての債務不履行があるとの主張がいずれも排斥された事例」判評502号（2000年）210頁は、自動貸付制度に関する事案について、失効約款に明示されていない以上、民法541条の適用が排除されず、催告を要するとする。

- 15) 山下友信『保険法』（有斐閣，2005年）343頁，中西正明『生命保険法入門』（有斐閣，2006年）138頁。
- 16) 岩崎稜『保険料支払義務論』（有斐閣，1971年）240頁。
- 17) 岩原紳作「保険料の不払と保険契約の失効——銀行自動振替による場合」鴻常夫ほか編『商法（保険・海商）判例百選〔第2版〕』別冊ジュリ121号（有斐閣，1993年）113頁。
- 18) 復活条項とは，保険契約の失効後の一定期間（通例，1年から3年）内に，保険契約者が健康診断書の提出などの手続きを経ることで，失効した保険契約の復活を請求することが認められ，保険者がこれを承諾することで失効した保険契約の効力が再び認められるというものである。アメリカ法における失効と復活の状況を検討するものとして，福田弥夫『生命保険契約における利害調整の法理』（成文堂，2005年）167頁以下。
- 19) 潘阿憲『保険法概説』（中央経済社，2010年）22頁。笹本幸祐「保険料支払義務」倉澤康一郎編『生命保険の法律問題』（経済法令研究会，2002年）98頁は，保険料の不払による保険料の支払義務について，保険という手段的な契約関係における原資確保という意味を有しており，単純に個別契約における他方当事者の契約利益に尽きない面があるという。
- 20) 国民生活審議会消費者政策部会「消費者取引に用いられる約款の適正化について」（1981年11月）。
- 21) 法制審議会保険法部会第2回会議（平成18年11月22日）議事録[http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi2\\_061122-1.html](http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi2_061122-1.html) および第19回会議（平成19年11月14日）議事録[http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi2\\_071114-1.html](http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi2_071114-1.html)。
- 22) 潘・前掲注19）21頁。
- 23) 横浜地判平成20年12月4日のみを評釈するものは見受けられない。この点からも，無催告失効条項を無効と判断した東京高判平成21年9月30日の学界や実務界に与えた影響の大きさがわかる。
- 24) 東京高判平成21年9月30日を評釈するものとして，落合誠一「生命保険の継続保険料不払いと無催告失効条項の効力—東京高判平成21年9月30日の検討—」江頭憲治郎ほか編著『保険学保険法学の課題と展望 大谷孝一博士古稀記念』（成文堂，2011年）239頁，竹濱修「生命保険契約の失効条項の効力」立命館法学327・328号（2010年）414頁，神作裕之「無催告失効条項と消費者契約法10条」山下友信＝洲崎博史編『保険法判例百選』（有斐閣，2010年）160頁，山本哲生「保険料の不払いと保険契約の失効」潮見佳男ほか編著『金融・消費者取引判例の分析と展開』金判1336号（2010年）240頁，足立格「東京高裁，生命保険約款中の不払失効条項は消費者契約法10条により無効と判示」NBL916号（2009年）4頁，浅井弘章「保険約款と消費者契約法」金判1327号（2009年）1頁，渡邊雅之「消費者契約法10条に関する近時の重要判例の分析：無催告失効条項，更新料特約，早期完済違約金条項をめぐって」NBL918号（2009年）49頁，上山・前掲注12）21頁，甘利公人「生命保険約款の無催告失効条項と消費者契約法10条」保険毎日新聞2010.2.10号4頁，鹿野菜穂子「保険契約約款における「無催告失効条項」の効力」金法1905号75頁，遠山聡＝潘阿憲「保険料の不払いと失効条項の有効性」保険事例研究会レポート245号（2010年）1頁，榊素寛「生命保険契約における無催告失効条項と消費者契約法10条」リマークス42号（2011年）94頁，山下典孝「生命保険約款中の無催告失効

条項が消費者契約法10条により無効とされた事例」速報判例解説（法学セミナー増刊）8号（2011年）155頁，中村信男「生命保険契約における保険料支払い義務不履行とその法的効果に関する一考察—無催告失効条項の効力にかかる東京高判平成21年9月30日を素材として—」保険学雑誌614号（2011年）79頁，深澤泰弘「生命保険契約における無催告失効条項と消費者契約法10条—東京高判平成21年9月30日の検討—」保険学雑誌614号（2011年）59頁，がある。

- 25) 最二小判平成24年3月16日を評釈するものとして，山下友信「生命保険契約における継続保険料不払いと無催告失効条項の効力：東京高判平21.9.30を契機として」金法1889号（2012年）12頁，甘利公人「生命保険約款の無催告失効条項と消費者契約法10条」上智法学論集56巻1号（2012年）95頁，落合誠一「無催告失効条項に関する最二判平成24・3・16を読んで」金判1391号（2012年）1頁，潮見佳男「消費者契約である生命保険契約における保険料不払いによる無催告失効条項の効力」ジュリ1453号（2013年）67頁，後藤巻則「生命保険約款における保険料不払いによる失効条項の消費者契約法10条該当性」金法1953号（2012年）71頁，小林道生「保険料の払込みがされない場合に履行の催告なしに生命保険契約が失効する旨を定める約款の条項の，消費者契約法10条にいう『民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの』該当性」判時2169号（2013年）153頁，渡邊雅之「生命保険約款における無催告失効条項に関する最高裁判決が約款実務に与える影響」金法1943号（2012年）81頁，足立格「最高裁，保険料不払いによる無催告失効条項を消費者契約法10条により無効とした東京高判平成21・9・30を破棄・差戻し」NBL974号（2012年）4頁，鬼頭俊泰「保険契約における無催告失効条項が消費者契約法10条に該当せず有効であるとした事例」法律のひろば65巻5号（2012年）63頁，土岐孝宏「無催告失効条項と消費者契約法10条」法セ690号（2012年）143頁，小野寺千世「保険料の不払と失効約款（失効約款の有効性）」保険事例研究会レポート263号（2012年）1頁，村田敏一「保険料の払込みと失効約款の有効性」保険事例研究会レポート267号（2013年）12頁，同「保険料払込がない場合に履行の催告なしに生命保険契約が失効する旨の約款条項の消費者契約法10条該当性」リマークス46号（2013年）106頁，鈴木恵「生命保険契約の無催告失効条項と消費者契約法10条」新・判例解説Watch（法学セミナー増刊）12号（2013年）103頁，大澤彩「生命保険契約における保険料不払いの場合の無催告失効条項の効力」法学教室別冊付録389号（2013年）18頁〔判例セレクト2012-I〕，がある。
- 26) 生命保険業界においては，無催告失効条項の修正を含む約款の抜本的な見直しが行なわれているのに対して，損害保険業界においては同様の約款の見直しの動きは見られない。生命保険における約款見直し作業の内容を説明するものとして，高橋優「日本生命の商品制度の抜本見直しについて」生命保険経営81巻2号（2013年）3頁以下。
- 27) 消費者庁企画課・前掲注14) 220～223頁。
- 28) 潘・前掲注19) 22頁。同様の見解として，山下・前掲注15) 342頁など。なお，沖野眞巳「保険料不払を理由とする保険契約の解除・失効」山下友信ほか編『保険法解説——生命保険・障害疾病定額保険』（有斐閣，2010年）696頁は，保険料支払い督促の通知をはがきで行うなどの生命

保険業界における実務対応を、民法上の債務不履行解除の要件としての催告に匹敵するものであるとし、それが約款に反映されていない理由を、保険契約の団体性と継続性から画一的処理が要請される中、催告の事実についての争いの発生とその証明責任によりもたらされる画一的処理の揺らぎに確実に対応するためには、厳格な方式での通知を要することになり、そのコストを加入者全体で負担することが費用便益の観点から望ましくないという判断に支えられているからであるとする。

- 29) 落合・前掲注4) 144頁。
- 30) 消費者庁企画課・前掲注14) 221頁。
- 31) 約款の拘束力に関するリーディングケースは、「普通保険約款に依らざる旨の意思を表示せずして契約したときは反証なき限りその約款に依る意思をもって契約したるものと推定すべき」とする（大判大正4年12月24日民録21輯2182頁）。
- 32) 約款の拘束力の根拠については、約款そのものの規範性を重視する「法規説」、約款による契約の契約性を重視する「契約説」、それらを使い分ける「多元説」、そしてそれらとは異なる「制度説」の4つに分けることができる（河上正二『約款規制の法理』（有斐閣、1988年）178頁）。
- 33) 河上・前掲注32) 19頁。
- 34) 民法（債権関係）の改正に関する要綱案のたたき台及び要綱案の取りまとめに向けた検討については、法務省ホームページ内<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900204.html>を参照。
- 35) 「部会資料」13-2、「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」第31。原文については、法務省ホームページ内<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900074.html>を参照。
- 36) 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解基本方針Ⅱ』（商事法務、2009年）82頁。
- 37) 落合・前掲注7) 251頁。